

◎開会の宣告

(午前10時00分)

○議長（齋藤邦夫君） どうも、おはようございます。

当局より、只見地区センター長の欠席届がございました。

ただ今から平成25年只見町議会3月第2回会議を開会いたします。

◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇

◎開議の宣告

○議長（齋藤邦夫君） 直ちに本日の会議を開きます。

◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇

◎会議録署名議員の指名

○議長（齋藤邦夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、議長において、2番、藤田力君、3番、小沼信孝君の両名を指名いたします。

◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇

◎議案第49号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 日程第2、議案第49号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

町長。

○町長（目黒吉久君） 議案第49号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例につきましては、町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。附則に次の1項を加える。19 平成25年4月1日から平成25年6月30日までの町長の給料月額は、第2条及び前項の規定にかかわらず、同項に規定する給料月額から当該月額に100分の30を乗じて得た額を減じた額とするものであります。提案の趣旨は、先般の3月会議の終わりのあいさつに申し上げさせていただいたとおりであります。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

8番、大塚純一郎君。

○8番（大塚純一郎君） 今、この49号の一部を、給与等の一部を改正する条例、町長から提案がありましたが、その議案の中身については、この前の3月会議の最後のあいさつで説明したとおりと、そういうような説明ではわかりませんので、もう一度、わかりやすく説明していただきたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（目黒吉久君） ではもう一度申し上げます。

先般の3月会議の終わりに申し上げましたのは、一連の只見町のダム放流の安全を求める町民会議から、奥只見ダムからの放流の通知があったかどうかという件に関しましての問い合わせに対して、その調査結果と回答が間違った形の中で二度にわたって町民会議のほうにご回答申し上げたものであります。その不手際、且つその回答にあたっての調査の不徹底に対して、担当職員に対しての処分を申し上げたところです。その処分をする、いわゆる職員を司る長としてのけじめもつけなければいけないと思い、先の3月の終わりに改めて町長の減額の申し入れをしますと、提案しますということを申し上げたとおりであります。それが今回のこの条例の提案であります。

○議長（齋藤邦夫君） 8番、大塚純一郎君。

○8番（大塚純一郎君） まあ、そのようなことを申されたような気がしましたが、先般、24日の民友新聞、同じく民報新聞にも、今、町長が申されたようなことが書いてございました。今、町長が申されたとおり、安全なダム放流を求める只見町民会議の公開質問状に対し、回答を二転・三転させるなど、不適切な対応を行った問題で、今、町長が担当課長を文書訓告、それから監督責任のある副町長を嚴重注意処分とし、自分は自らも同義的責任として減給3ヶ月ということで、まあこれが出たということだと思いますが、私は、我々議会として、3月の、先週行われました3月13日に災害対策特別委員会の調査報告として、内容的には、まあ皆さん、ここにおられる議員の皆さま方が全員、一致した考え方で当局に対し報告をしたと思います。その内容は、今申されました二転・三転した内容、そのことではなくて、我々独自に議会として調査した、その放水の連絡が電源開発からあったと、それに対して、只見町は町民に対して周知をしなかったのではないかと、これはどういうことなんだと、そういうことを我々はこの調査報告の中で指摘したわけですが、それに対する回答はまだないと、今の時点で私は思っておりますが、その辺の回答、これは安全な放流を求める町民

会議に対するその二転・三転した回答の処分だと思いますが、町長、当局の、この周知しなかった部分に対する説明は明確に私は聞いた覚えがございませんが、その辺のところをお願いしたいと思いますが、どうでしょう。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（目黒吉久君） 先般の特別委員会の報告ばかりでなく、委員会の報告につきましては、長の立場から、いろいろ、議会の会議中に意見や質問をする機会はございません。したがって、そういうお求めであるならば、またある場を設けて、その災害対策特別委員会の、受けた報告に対する長の見解はどうなっているんだということであるとするならば、また改めての回答の場とさせていただきたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） 8番、大塚純一郎君。

○8番（大塚純一郎君） そうしますと、議会における災害対策特別調査の、対しての回答としては、また改めて、その場でさせていただくと、責任の所在もその時はっきりするというところでございますね。今回のこの給与に関しては、あくまでも、その安全な放水を求める町民会議に対しての、その不適切な、ここでは不適切な対応と書いてありますが、二転・三転とした不適切な対応に対して、その担当の課長を文書訓告、そして、そういうふうに、副町長は嚴重注意、自分はその同義的責任だけということだと思いますが、私はその議会が、去年の6月から、ずっと一年近くに亘って調査してきた内容、それを先般の3月議会で報告した内容に対しては、まるっきり、そういう当局の、本当に真摯に受け止めた対応がないと。本当に議会軽視も甚だしいといつも感じておるわけでございますが、その辺のところ、どう考えて、議会に対しての当局は運営をしていくのか。その辺のところをもう一度お聞かせ下さい。3回目ですので。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（目黒吉久君） まさしく今回の提案条例は、限定された、先ほど申し上げたとおりの範囲でございます。そして今、議員のおっしゃったことに対しましては、皆さん方の了承をいただいて、独自調査の、今、豪雨災害に関する検証をしているところでございます。それを受けた後に、そういった、また改めて町の見解も申し上げさせていただくということになるかと思えます。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにございませんか。

7番、新國秀一君。

○7番（新國秀一君） 時期はいつ頃でしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） 副町長。

○副町長（久保克昌君） 独自調査につきましては、先般も特別委員会の中で私のほうから説明をさせていただきましたが、2ヶ月程度の時間をいただきたいということを申し上げさせていただきました。この第三者機関による検証の結果につきましては、5月中にその報告をいただき、その後すみやかに議会の皆様へご説明をする機会を設けたいというふうに考えてございます。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにございませんか。

1番、酒井右一君。

○1番（酒井右一君） 大塚議員が申し上げたことについて、少し、委員会の運営上のことを申されたと、町長が申されたように考えておりますが、委員会の調査というのは元々、調査権は委員会にありまして、そこに、国であれ、県であれ、企業であれ、来て説明を要求するわけであります。その際に、当局からも、いわゆる執行機関の補助機関たる立場の方がおいでになって、内容を十分把握しているはずであります。執行機関、執行機関は町長であります。執行機関の補助機関は副町長であります。補助機関の委員会での内容について、執行機関である町長がわからないということはありません。あり得ないからして、委員会から町長に対して直接召還がない、参考人招致がない、だからわからないということについては、これは納得のできる話ではありませんが、ここは執行機関の長としてどういうふうにお考えになっているかお伺いしたい。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（目黒吉久君） 今の1番おっしゃっている質問の意味も私よくわからないんですが、意味がわからないということじゃなくて、先ほど申し上げたとおり、議会の中の運びの中では、いただいた検討委員会の報告に対しての、それに対してどう考え、どう進むかということについては申し上げる流れがないといったことを申し上げただけです。そして改めて、その件につきましては、今申し上げたとおり独自調査が終了後、すみやかに意見を申し上げるということでございます。

○議長（齋藤邦夫君） 1番、酒井右一君。

○1番（酒井右一君） 2回目に申し上げますが、委員会の開催、委員会の審議は、委員会独自のものです。その中で、勿論、宿直日誌に記載したか、しなかったかという点にも勿論審査が及んでおります。それから、まあ、時系列に言えば、大鳥ダム、只見ダム、田子倉ダム、奥只見ダム。そしてその中に伊南川（聴き取り不能）や頂点がありましたけれども、

これについては、防災計画によりますと、連絡があった時点で住民に対して報告を、危険だから、放水されたから、危ないよという警告をしなければならなかったはずであります。このことについては、委員長がどう調査しようと、しまいと、その時の現実であります。その時の現実というのは、ほぼ2年前の現実であります。委員会がここまで調査結果を出したのはつい最近のことです。2年前の現実について、何故、ここであきらかにされないのか。それをお伺いしたい。

それから、もう1点申し上げますと、2年前の7月29日、防災対策本部ができたのは、17時であります。その時は、防災規定を見れば、日常の通常勤務の中で起こっております。しかし、それが何故、宿直体制のときに、宿直時に連絡が来たのか。そのこともお伺いいたします。2点です。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（目黒吉久君） 今般提案しました議案第49号は、趣旨は先ほど申し上げたとおりです。

議長、伺いますが、今の1番の質問（聴き取り不能）は少し、今回提案された、提案した条例と、提案した議案とは随分かけ離れた質問になってきていると思いますが、議長はどう思いますか。

〔議長、議事進行〕と呼ぶ者あり〕

○6番（鈴木 征君） 今ね、

○1番（酒井右一君） 俺、まだ3回目。

○6番（鈴木 征君） 動議。議事進行。議事進行の動議です。

○議長（齋藤邦夫君） はい。

○6番（鈴木 征君） 今ね、1番議員おっしゃったことは、議長もこれ、今回、議案の第49号については、9号については、まさに町長が提案理由の説明をされました。

〔発言中です〕と呼ぶ者あり〕

○6番（鈴木 征君） されました。それについて、まあ3月ではだめだから6ヶ月にしろとか、あるいは、こだごど出すことねえんねえがというような気持ちの人もあるかと思いますが、先ほど8番議員がおっしゃった質問は、これはごもつもの話であって、これに関連質問じゃないんですよ。提案されたことをきちんとイエスかノーでやるべきでないでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） 申し上げます。

1 番議員に申し上げますけれども、この議案に沿った形の質問をひとつお願いいたします。

1 番。

○1 番（酒井右一君） はい、わかりました。

それでは、議案に沿って申し上げます。

30 パーセント減額、3 ヶ月というのは、なんかあの、公正な機関に諮ってお決めになったとか、妥当な審査がこれ、あったのかどうか、お伺いしたい。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（目黒吉久君） 私の判断でございます。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにございませんか。

3 番、小沼信孝君。

○3 番（小沼信孝君） 今、話を聞いたり、それからまあ、町民会議の方からも話を聞きますと、どうしてこう、今こういう時期に、調査がまだはっきりしないうちに、こういう判断をされて、町長その、30 パーセントという非常に厳しいことを自ら科せられたわけですが、本当に今なんでしょう。これがやはり、もう少し調査をした段階でやるべきではなかったか。そういうことはお考えにならなかったんですか。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（目黒吉久君） 先ほども申し上げたとおり、この事案に関しては、町民会議に対する回答の不利に対する点でこういう措置をしているということを申し上げたとおりです。

○議長（齋藤邦夫君） 3 番、小沼信孝君。

○3 番（小沼信孝君） 町民会議の方からの意見も聞きましたが、こんなことを求めているんでないと。町民会議としては、もっと、公開質問状を出しているわけですから、それを受けた段階で、本当に良かったのか、悪かったのかということで判断をしていただきたいというのがまあ、真意のことだと思いますが、その辺はいかがですか。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（目黒吉久君） その辺につきましては、今回のそうした新聞等々で町民会議の方々ともお会いした時に知っておりましたし、その旨申されましたし、私はこれは何も、町民会議の皆さんとの関係の中で達したことではないと。一連の長としての、職員との、とってきた処置に対してのけじめでございますということで申し上げておるところでございます。

○議長（齋藤邦夫君） 3 番、小沼信孝君。

○3 番（小沼信孝君） まあ、そうしますと、例えば2 ヶ月後にまた結果が出た時点で、不手

際があれば、また下げられるということでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（目黒吉久君） 今申し上げたとおり、これ出しているのは、先ほど申し上げた事案に対してのけじめですから。そのことだけのご理解いただきたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにございませんか。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決をいたします。

議案第49号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇

◎同意第2号の上程、説明、採決

○議長（齋藤邦夫君） 続いて、日程第3、同意第2号 副町長の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

総務企画課長は退席願います。

〔総務企画課長 退席〕

○議長（齋藤邦夫君） それでは、朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

町長。

○町長（目黒吉久君） 同意第2号 副町長の選任につき同意を求めることについて。

副町長に次の者を選任したいので、議会の同意を求めるものであります。住所、只見町大字小川字上村232番地。氏名、渡部勇夫。昭和31年7月24日生まれであります。よろ

しくお願いいたします。

○議長（齋藤邦夫君） お諮りいたします。

この案件は人事案件でございますので、質疑・討論を行わないで採決という方法を取りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、質疑・討論を省略し、採決をいたします。

採決の方法についてお諮りをいたします。

〔「無記名投票でお願いします」と呼ぶ者あり〕

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） マイク入れて挙手してください。

8番、大塚純一郎君。

○8番（大塚純一郎君） 無記名投票でお願いしたいと思います。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 異議ございませんか。

それでは、この採決については、8番、大塚純一郎君ほか3名以上から無記名投票にされたいという要求がありましたので無記名投票で行います。

それでは、議場の出入り口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○議長（齋藤邦夫君） 準備のため、若干、時間をお願いしたいと思います。

それでは、ただ今の出席議員数は11名でございます。

当然ながら、この採決は只見町会議規則に則って行うことといたします。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に1番、酒井右一君、2番、藤田力君を指名いたします。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げますけれども、本件については、本件に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。賛成・反対と、それぞれ記載願いたいと思います。

配ってください。

〔投票用紙配付〕

〔結局、白票につけというのか、どっちさも丸つけて…〕と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） いや、そうじゃなくて、

〔「どっちかさ丸つけんだべ」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） そうじゃなくて、書いてください。

〔「書いてな」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） それは、賛成・反対と字で書いてください。

〔「字おせてもらうがな。賛成という字」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） いや、平仮名で結構です。

平仮名で結構です。

〔「平仮名でもいいの」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 平仮名でもカタカナでも結構です。

○1番（酒井右一君） もう一回確認しますが、本原案、提出された原案に賛成の方は賛成、反対の方は反対と書くんですね。

○議長（齋藤邦夫君） そういうことです。

書くのは記載台ございますので、記載台で書いてください。

それでは申し上げます。

投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） それでは、投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

○議長（齋藤邦夫君） 記載台に筆記器具を全部準備してございますので、記載台でお願いいたします。

異常ありませんか。

○立会人 はい。

〔「立会人、じきそばいだでは、かえってわりいな」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 異常なしと認めます。

〔「もっと離れてさ」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ただ今から投票を行います。

1番から順番に記載台において記載し、投票をお願いいたします。

異常なしと認めます。

ただ今から投票を行います。1番から順番に記載台において記載し、投票をお願いいたします。

〔投票〕

○議長（齋藤邦夫君） 2番、お願いします。

続いて、3番、お願いします。

4番、お願いします。

続いて、5番、お願いします。

続いて、6番、お願いします。

7番、お願いします。

8番、お願いします。

9番、お願いします。

10番、お願いします。

11番、お願いします。

それでは確認いたします。

投票漏れございませんか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

1番、酒井右一君、2番、藤田力君は開票の立会いをお願いいたします。

〔開票〕

○議長（齋藤邦夫君） それでは、1番、2番議員は自席にお戻り下さい。

選挙の結果を報告いたします。

投票総数11票、有効投票11票、無効投票ゼロ。

有効投票のうち賛成5票、反対6票。

以上のとおり、反対が多数です。

したがって、同意第2号 副町長の選任につき同意を求める件は否決されました。

議場の出入口を開きます。

〔議場開場〕



◎副町長あいさつ

○議長（齋藤邦夫君）　ここで、久保副町長より、発言の申し出がありました。

これを許可いたします。

副町長。

○副町長（久保克昌君）　まずはじめに、この様々な思い出のある議場におきまして、私の退任のあいさつの機会をいただきましたことにつきまして、齋藤議長はじめ、議員の皆様にご心より御礼を申し上げたいと思います。

私が副町長に選任をしていただきましてから、早3年という月日が流れたわけですが、すけれども、初年度は鳥獣被害ですとか、豪雪。そして東日本大震災、原発事故。次年度はなんていいましても新潟・福島豪雨災害。最後に再び豪雪と、災害対応に追われた3年間がありました。もとより微力な私にとりましては、本当に手に余る厳しい試練の連続でございました。そのような中で、議員の皆様方には叱咤激励とともに、温かいご指導とご厚情を賜りまして、様々な課題に対応してまいったことは終生忘れることのできない出来事でありま。この場をお借りしまして、改めて厚く御礼を申し上げます。

さて、現在、町は豪雨災害からの災害復旧工事も一部を除き、概ね完了の見通しがつき、今後は真の町の復興に向け、豊かで貴重な自然や、自然と共にある人々の暮らしを改めて地域の資源としてユネスコエコパークの登録を目指しながら、積極的な責めに転じる時期ではないかと思っております。只見町には地域のことをよく知り、真剣にその将来を考え、情熱と行動力を持って取り組んでおられる多くの町民の方がいらっしゃいました。これからの町づくりはこうした町民の方々、議会、そして行政の三者が一体となって総力戦で取り組んでいくことが必要だと実感しております。

只見町議会におかれましては、他に先駆けて通年議会を導入し、また議会基本条例を策定・施行されております。その前文にありますように、只見町議会と只見町長が、只見町の善政を競い合い、協力し合うことを常に意識して町政を運営するというふうに記載されております。こうしたことが真に実現されることを心よりご期待を申し上げます。

この度、私事ながら、再び県という立場に戻るわけですが、この只見町での様々な経験をさせていただきましたが、その経験を活かし、震災からの福島県の復興、県民の皆様の幸せのために微力ながら取り組んでまいりたいと考えております。そして、今や、故郷と

しての只見町の町政発展のためにも常に心に留め、わずかでも引き続き貢献できればと考えております。

結びに、只見町議会の限りないご発展と、議員の皆様方のご健勝・ご活躍を心から祈念いたしまして退任のあいさつとさせていただきます。

本当にありがとうございました。

◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇

◎議長あいさつ

○議長（齋藤邦夫君） それでは、私からも一言、御礼を申し上げたいと存じます。

久保副町長におかれましては、この度の人事異動で福島県に復帰、ご栄転されるわけでございますけれども、3年間に亘りまして、只見町において地域行政の振興・発展のためにご尽力をいただきましたことにつきまして、議会を代表し、心より、衷心より感謝申し上げる次第でございます。今後は福島県の復旧・復興に向けてご活躍をいただきますことをご祈念申し上げますとともに、只見町に対する相変わらずのご指導・ご鞭撻をいただきますことをお願い申し上げまして御礼のごあいさつといたします。

本当にご苦勞様でした。

ありがとうございました。

◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇

◎散会の宣告

○議長（齋藤邦夫君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

どうもご苦勞様でした。

（午前10時39分）